岩手県医療局管理規程第13号

医療局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月31日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

医療局職員被服貸与規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

	改	文正前					改	(正後		
別表(第2条関係)				別	表(第	亨2条関係)			
貸与	を受けることのでき	连 拓	旦 粉	貸与期間		貸与	を受けることのでき	连 拓	員 数	貸与期間
る職	員	種類	員 数	(年)		る職員		種類	貝 剱	(年)
	略]			<u> </u>			恪]			
県立	医師及び歯科医師	診察衣 (8	<u>5</u>		県立	医師及び歯科医師	診察衣又	8	<u>5</u>
病院	薬剤、診療放射線、	ダブル型				病院	臨床検査、視能訓練	は白衣		
等	臨床検査、臨床工学	又はケー				等	、医療安全管理、医	ズボン	6	
	、理学療法、視能訓	<u>シー型)</u>					療社会事業及び臨床			
	練、言語聴覚、理療	ズボン	5				心理の業務に従事す			
	及び医療安全管理の						る職員(精神科業務			
	業務に従事する職員						に従事する職員を除			
	作業療法、医療社会						<u><.)</u>			
	事業及び臨床心理の						薬剤、診療放射線、	スクラブ	8	<u>5</u>
	業務に従事する職員						臨床工学、理学療法	又は白衣		
	(精神科業務に従事						、作業療法、言語聴	ズボン	<u>6</u>	
	する職員を除く。)						覚、理療及び生活指			
							導の業務に従事する			
							職員(精神科業務に			
							従事する職員を除く			
							<u>。)</u>			
	作業療法、医療社会	診察衣 <u>(</u>	6	[略]			医療社会事業及び臨	診察衣 <u>又</u>	<u>5</u>	[略]
	事業及び臨床心理の	ダブル型					床心理の業務に従事	は白衣		
	業務に従事する職員	又はケー					する職員(精神科業			
	(精神科業務に従事	<u>シー型)</u>					務に従事する職員に			
	する職員に限る。)	ズボン	5				限る。)	ズボン	5	
		トレーニ	4					トレーニ	5	
		ングウェ						ングウェ		
		ア又は作						ア又は作		
		業衣及び						業衣及び		
		作業ズボ						作業ズボ		
		ン						ン		
							理学療法、作業療法	スクラブ	5	<u>5</u>
							、言語聴覚、理療及	又は白衣		

管理栄養士及び栄養	診察衣(8	[略]	び生活指導の業 従事する職員 科業務に従事す 員に限る。)	(精神	トレーニ ングウェ ア又は作 業衣及び 作業ズボ ン	<u>5</u> <u>5</u>	[略]
士	ダブル型 又はケー シー型) エプロン ズボン	1 <u>3</u>		±		<u>又は白衣</u> エプロン ズボン	1 <u>4</u>	
歯科衛生士 男子 看護業務に従 職員 事する職員 (精神科業務に	<u>診察衣(</u> ケーシー 型) ズボン	<u>10</u>	[略]	歯科衛生士 <u>及</u> び看護業務に 従事する職員 (精神科業務		<u>白衣</u> ズボン	9	[略]
従事する職員 女子を除く。) 職員		<u>10</u>	[略]	に従事する職員を除く。)			9	[略]
看護業務に従 男子 事する職員 (職員 精神科業務に 従事する職員 に限る。)		<u>7</u> <u>5</u> <u>3</u>	[略]	<u>歯科衛生士及</u> び看護業務に 従事する職員 (精神科業務 に従事する職 員に限る。)		<u>白衣</u> ズドレグスな アズ な び で 変 な ズ 作 び ボ	9 9 2	[略]
女子職員		10 2	[略]			ン ワンピー ス型白衣 又は白衣 及びズボ ン トレーニ	9 2	[略]

	ングウェ		
	ア		
歯科衛生士	<u>靴</u>	1	1
看護業務に従事する	<u>靴下</u>	<u>10</u>	
<u>全職員</u>			
栄養管理業務に従事	調理衣	<u>10</u>	[略]
する職員(管理栄養	エプロン	8	
士及び栄養士を除く	ズボン	8	
。)			
事務 <u>又は</u> 電話交換の	ベスト及	2	[略]
業務に従事する女子	びスカー		
職員(技能士を含む	٢		
。)	ブラウス	2	
	(長袖)		
	ブラウス	4	
	() 14 + 14)		
	(半袖)		

- 注1 <u>診察衣又は看護衣の貸与を受ける職員にあっては、</u> 本表に複数の型の定めがあるものについて、貸与員数 の中でそれぞれの枚数を選択できるものとする。
 - 2 作業衣、診察衣、<u>看護衣</u>又は調理衣の貸与を受ける 職員にあっては、貸与員数の中で長袖及び半袖の枚数 を選択できるものとする。
 - 3 靴の貸与を受ける職員にあっては、医療局長が別に 定める複数の型のいずれかを選択できるものとする。

- ングウェ 栄養管理業務に従事調理衣 [略] 9 する職員(管理栄養 エプロン 8 士及び栄養士を除く 調理ズボ 9 。) 事務、電話交換及び ベスト及 [略] 2 医師事務作業補助の びスカー 業務に従事する女子ト 職員(技能士を含む 。) [略]
- 注1 本表に複数の型の定めがあるものについて<u>は</u>、貸与 員数の中でそれぞれの枚数を選択できるものとする。
 - 2 作業衣、診察衣、<u>白衣、ワンピース型白衣</u>又は調理 衣の貸与を受ける職員にあっては、貸与員数の中で長 袖及び半袖の枚数を選択できるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。